

平成22年6月11日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

株式会社 大栄総合教育システム
代表取締役 佐藤 八壽夫

回 答 書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴法人よりの、2010年（平成22年）4月19日付「申入書」につき、次のとおり再回答いたします。

- 1 現行の規約を次のとおり改定し、規定文言上も受講生側の理由の如何を問わず解約に
応じることにいたします。なお、変更箇所を下線を引いております。

改訂 「受講申込後、お客様において解約を希望される場合、これを認めます。解約に際しては、所定の手続きにしたがって申請が必要です。返金は、受講前の場合は申込金額の20%と1万5千円のうちいずれか少ない方を控除し、受講後であれば、納付された受講料から受講済み授業料および入学金、使用済みの教材費、諸経費を差し引くものとし、加えて未受講分受講料に対する解約手数料20%と5万円のうちいずれか少ない方を控除する場合があります。受講料のお支払いの際に、当社指定のクレジット会社との契約をご利用の場合、契約のキャンセルに伴い、当社が負担するキャンセル手数料相当額を差し引きます。」

- 2 改定規約の適用開始は、平成22年8月1日といたします。なお、改定規約は、この日以降、新たに受講契約を締結される受講生だけではなく、既に受講契約を締結済みでも当日において受講契約が継続している受講生へも適用いたします。
- 3 パンフレット等に記載する改定規約は、次の改訂版を印刷する段階で掲載いたします。
- 4 その他、受講生に対する周知方法につきましては、適用開始までに決定いたします。

敬具